

(証券コード3779)
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目15番11号
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表取締役社長 大谷利興

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に薄らいではいるものの依然として再拡大の懸念が存在する状態です。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月22日（水曜日）午後3時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテル アジュール竹芝 16階 曙の間
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染症等に関するお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染症対策のため、当日スタッフはマスク着用で対応させていただく場合があります。株主総会に出席される株主様におかれましても株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認の上、必要と考えられる対策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、当日会場内には、当社定款の定めにより株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
2. 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお控えいただく場合がございます。
3. 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
4. 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。なお、ご来場の株主様はマスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。
5. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合又は株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.j-escom.co.jp/>）に掲載させていただきます。
6. 株主総会の議事は例年より時間を短縮して行う予定です。議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告
(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日）における我が国の経済はワクチン接種等により新型コロナウイルス感染症に対する影響が徐々に薄らいではいるものの、新たな変異株による感染再拡大の懸念及び為替リスクや原材料価額の高騰等によるコスト上昇が懸念され、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、理美容事業及び通信販売事業におけるそれぞれの流通チャンネルにあった商品の選定、販路や販売方法の構築をすることでより収益を安定させるよう対応するとともに、コロナ禍に対応するために社内の働き方改革を行い、それぞれの職場に合わせた状況を構築できるよう対処して参りました。

理美容事業におきましては、上半期におきまして韓国からのコスメ商材の輸入販売を開始し、販売力のある春夏商材の発掘に成功し、売上を拡大することができました。その後もテストマーケティングを行いながら商材発掘を継続中であり、市場の動向をみながら商品選定を進めてまいります。

通信販売事業におきましては、前連結会計年度において収録した番組が当連結会計年度の上半期に放送されたことで一時的に収益が増加いたしました。しかしながらコロナ禍の自粛による新規顧客開拓の遅れ、更にその後の顧客対応が十分にできなかったことによる取引継続率の低下などが主な要因として収益が減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は937,284千円（前連結会計年度比11.0%減）、営業利益は11,923千円（前連結会計年度比49.6%減）、経常利益は15,971千円（前連結会計年度比43.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,172千円（前連結会計年度は17,326千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用することにより、当連結会計年度の売上高は106,192千円減少しております。詳細については、注記表記載の「会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

《理美容事業》

理美容事業におきましては、主要顧客である理美容サロンへの来店頻度は回復傾向にある反面、コロナ以前には回復しておりません。そのような中、新規販路としてB to Cを開拓するために問屋への韓国商材の輸入販売を中心に展開した結果、上半期における販売が好調だったことにより、当該事業における売上高は223,920千円（前連結会計年度比30.1%増）となりました。

《コンサルティング事業》

コンサルティング事業におきましては、前連結会計年度において新規受注した中国市場向け製品のコンサルティングを受注し、当連結会計年度は既存顧客に対するサポートを継続して行って参りました。しかしながら、コロナ感染拡大が止まらない中、来日中国人の減少により中国市場でのSNSを利用した広告宣伝が縮小し、当該事業における売上高は47,593千円（前連結会計年度比8.0%減）となりました。

《通信販売事業》

通信販売事業におきましては、当社の主要顧客であるダイレクトマーケティング事業者に対してのアプローチ方法をいろいろと試行錯誤し、遠隔での面談を中心に行った結果、特に新規顧客とのコミュニケーション不足が原因となりテレビ通販番組における取引継続率が減少しました。その結果、当該事業における売上高は664,941千円（前連結会計年度比19.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2019年3月期)	第15期 (2020年3月期)	第16期 (2021年3月期)	第17期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	1,333	1,267	1,052	937
経常利益(百万円)	61	50	28	15
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	48	6	△17	4
1株当たり当期純利益又は1株当たり(円)当期純損失(△)	4.61	0.64	△1.65	0.40
総資産(百万円)	654	579	542	512
純資産(百万円)	378	385	368	372

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社スープ	200百万円	100%	理美容商材等の販売、企業向けコンサルティング、その他事業
株式会社東京テレビランド	50百万円	100%	テレビ通販及びインターネットでの通信販売
株式会社マフィンホールディングス	10百万円	100%	持株会社

(注) 2022年3月14日に、株式会社マフィンホールディングスを設立いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社スープ	東京都港区赤坂六丁目15番11号	187百万円
株式会社東京テレビランド	東京都港区赤坂六丁目15番11号	100百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は342百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、継続的に利益を計上できる体制を整えることが最優先と考えており、今後も継続的に事業を運営していくために、以下の事項を特に対処すべき課題として認識し、経営政策を実行して参ります。

① 営業部門における収益体制の拡大

当社グループは、現在理美容事業及び通信販売事業を主な事業の柱として経営資源を投入しておりますが、次期よりデジタルギフト事業を開始いたします。特に日本におけるデジタルギフト事業については人材の確保やシステム開発が必要になるため、一時的には投資がかさむこととなりますが、将来的な収益の確保にあたり既存事業における安定的かつ継続的な収入の確保及び新規事業における顧客満足度の追求を行って参ります。またそれ以外においても常に利益獲得につながる可能性のある企業買収等も視野に入れて運営して参ります。

② 人材の増員及び職場環境の充実

業務の効率化を推進し、必要なスキルを保有した人材の採用を進めて参ります。また当社グループでは、生産性の向上、優秀な人材の確保及び多様化並びに離職防止等のために、多様で柔軟な働き方を進めて参ります。

③経営環境の充実

当社は、継続して持株会社としてグループ全体の経営環境を充実させていく必要があると考えております。独立社外役員及び内部監査部門等と協力しつつコーポレートガバナンスの強化に取り組むのと同時に、社会的な責任を意識し、ペーパーレス化を進める等の地球環境に関する配慮等、当社が取り組める社会的な課題について尽力して参ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容	主要な業務
理美容事業	理美容室、エステサロン向け消耗品販売事業
コンサルティング事業	企業向けコンサルティング業務
通信販売事業	テレビ通販とインターネットによる通信販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	東 京 都 港 区
-----	-----------

② 子会社

株 式 会 社 ス ー プ	本 社 (東 京 都 港 区)
株 式 会 社 東 京 テ レ ビ ラ ン ド	本 社 (東 京 都 港 区)
株 式 会 社 マ フ ィ ン ホ ー ル デ ィ ン グ ス	本 社 (東 京 都 港 区)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
理美容事業	7 (－) 名	1 名 増 (－)
コンサルティング事業	1 (－)	1 名 減 (－)
そ の 他		
通信販売事業	12 (1)	2 名 増 (増 減 な し)
全 社 (共 通)	4 (－)	増 減 な し (－)
合 計	24 (1)	2 名 増 (増 減 な し)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. その他事業については、コンサルティング事業の従業員が兼務しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	増減なし	37.5歳	5.8年

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である株式会社東京テレビランドは、2022年3月30日の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付でテレビ通販に関する番組制作事業を譲受けております。

内容の詳細につきましては、連結注記表の重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,932,000株
- ② 発行済株式の総数 10,472,990株
- ③ 株主数 3,391名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K J C インター	3,176千株	30.33%
株 式 会 社 明 日 ク リ エ イ ト	1,176千株	11.23%
株 式 会 社 ジ ャ ッ ク	675千株	6.45%
株 式 会 社 S B I 証 券	525千株	5.02%
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	399千株	3.81%
山 田 充 男	257千株	2.46%
株 式 会 社 メ ロ ス コ ス メ テ ィ ッ ク ス	250千株	2.39%
山 田 恭	120千株	1.15%
猪 田 彰	105千株	1.01%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	99千株	0.95%

(注) 持株比率は自己株式(317株)を控除して計算しております。

⑤ 当社が保有する株式に関する事項

イ. 政策保有に関する方針

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、対象先と当社グループが継続的な取引関係を有しており、取引関係の継続又は取引の拡大のために株式の保有が必要であることを取締役会で判断した場合に政策保有株式として保有します。政策保有株式については、当社グループの経営戦略上一定の利益が見込めるものと取締役会で判断したものを除き、原則的には新たな保有は行わない方針です。なお2022年3月末において政策保有株式を保有していないことから、取締役会において政策保有株式の保有の可否に関する検証は行っておりません。

ロ. 政策保有株式の議決権行使の基準

当社グループに対して中長期的に利益が生じるかを総合的に判断し、原則的として全ての議案に議決権を行使します。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 谷 利 興	株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 ゼストブレイン株式会社代表取締役
取 締 役	丁 廣 鎮	株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役 株式会社ジャック代表取締役 株式会社ジャック・インベストメント代表取締役 株式会社K J Cインター代表取締役
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括本部長 株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役
取 締 役	関 口 博	関口博法律事務所代表
取 締 役	雙 田 裕 三	雙田裕三税理士事務所所長
常 勤 監 査 役	美 濃 部 健 司	株式会社スープ監査役 株式会社東京テレビランド監査役
監 査 役	御 子 柴 健 治	
監 査 役	萩 原 貴 彦	萩原法律事務所代表

- (注) 1. 取締役関口博氏及び雙田裕三氏は社外取締役であります。
2. 監査役3名は、すべて社外監査役であります。
3. 取締役雙田裕三氏及び監査役御子柴健治氏は、財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。
4. 当社は、関口博氏、雙田裕三氏、御子柴健治氏、萩原貴彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
- イ. 2021年6月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって取締役指方健治氏は自己都合により辞任いたしました。
 - ロ. 2021年6月24日開催の第16回定時株主総会において、新たに雙田裕三氏は取締役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役関口博氏及び監査役萩原貴彦氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社2社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	21 (0)	21 (0)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	1 (1)	1 (1)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	22 (2)	22 (2)	—	—	9 (5)

- (注) 1. 上記には2021年6月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で定めており、その内容は株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。

・基本方針

当社の報酬制度として、当社の業績を踏まえ、職責及び業績に対する貢献度を総合的に勘案して報酬額及び報酬構成割合等を決定し、他企業等の報酬との比較等の手段により当該妥当性を検討したうえで支給することとしております。なお、当社は業績連動型報酬を採用しておらず、基本的に業績により報酬が変動する要素はございません。

・取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役の報酬等は、固定報酬（毎月支給する定額の金銭報酬）、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構築しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において全体の報酬限度額（株式報酬型ストックオプションを除く）を年額合計130百万円以内とし、別枠で年額100百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することと決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で取締役会の決定を経て支給しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、5名（うち社外取締役0名）です。

また、賞与及び株式報酬型ストックオプションに関しましては、当該報酬の額、支払時期及び算定方法等の内容を株主総会において決議し、支給することとしております。

・ 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については固定報酬のみを支給しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において報酬限度額を年額300万円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で監査役の協議を経て支給することとしております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）です。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会で当該決定方針との整合性を含めた検討を行った上で個別の報酬額を決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役関口博氏は、関口博法律事務所代表です。当社と関口博法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・ 取締役雙田裕三氏は、雙田裕三税理士事務所の所長です。当社と雙田裕三税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・ 常勤監査役美濃部健司氏は、株式会社スープ及び株式会社東京テレビランドの監査役です。株式会社スープ及び株式会社東京テレビランドは当社の子会社です。
- ・ 監査役萩原貴彦氏は、萩原法律事務所代表です。当社と萩原法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	関 口 博	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスについて専門的な立場から当社経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	雙 田 裕 三	2021年6月24日就任以降開催された取締役会11回の全てに出席し、主に税理士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から当社経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	美濃部 健 司	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会7回の全てに出席し、監査役としての立場から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	御子柴 健 治	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会7回の全てに出席し、財務・会計の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	萩 原 貴 彦	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回及び監査役会7回のうち6回に出席し、弁護士の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、新型コロナウイルス感染症への対策等を含め会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証及び審議を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組む等、法令順守に努める。

また、取締役会において、定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価、並びにリスク対応策の決定を行う。

- ② 業務管理統括本部内にコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備、強化を図るものとする。
- ③ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、行政等とも連携を取りながら当社グループ組織全体として毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は業務管理統括本部が行うものとする。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する体制を引き続き維持強化する。

- ② 当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ③ 取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意見決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社が定めるコンプライアンス規程は、当社グループ共通の行動指針であり、これを基本としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。
 - ② 当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。
 - ② 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。
- (7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する。また監査役は必要に応じて取締役又は使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
 - ② 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行について必要と認められる費用を予め当社に提示するものとし、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するよう努める。
- ② 取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとする。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 職務執行の適正について

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、社外監査役3名も出席しております。取締役会は毎月定例の開催のほか必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する事項を決定しております。

(2) コンプライアンスに対する取組みの状況について

業務管理統括本部内に設置したコンプライアンス事務局において、コンプライアンス規程に従い取締役及び従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るために、コンプライアンスに関する教育を実施しております。

(3) リスク管理体制について

取締役会において定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価並びにリスク対応策の決定を行い、当該決定及びリスク管理規程に基づき従業員に対してリスク対応に関する周知、徹底を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正について

当社子会社の経営管理につきましてはグループ共通規程を定めるとともに、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、業務管理統括本部において横断的に管理しております。

(5) 監査役監査について

監査役会は、社外監査役3名で構成しており、1名の常勤監査役が中心となり定例監査役会を四半期毎に開催するほか内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、取締役の職務の執行を十分に監視及び監査する体制となっております。また、内部監査室と協力し、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

<ご参考>

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループの経営理念である「すべてのステークホルダーの皆様に高い満足度を提供する」ことを目標として、グループ全体の持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。その実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けており、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図ることによりコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに係る基本方針

- ① 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。
- ② 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③ 当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
- ④ 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たします。
- ⑤ 当社は、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話に努めます。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、内部留保の充実については安定した事業継続のため必要なことと認識しております一方、必要以上の内部留保の蓄積は行わず、業績に応じて適正に行うことを前提に、安定配当の維持を目指し、高配当性向を基本方針に据えています。

しかしながら、当期においては利益剰余金がマイナスとなっておりますので、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	488,703	流動負債	134,968
現金及び預金	395,732	支払手形及び買掛金	107,658
売掛金	85,126	未払金	5,830
棚卸資産	5,377	未払費用	6,536
その他	3,263	未払法人税等	5,792
貸倒引当金	△796	賞与引当金	2,196
固定資産	23,369	その他	6,954
有形固定資産	5,137	固定負債	4,864
建物及び構築物	211	預り保証金	4,864
工具、器具及び備品	548		
土地	4,378	負債合計	139,832
無形固定資産	33	(純資産の部)	
投資その他の資産	18,198	株主資本	372,240
差入保証金	5,264	資本金	1,060,437
繰延税金資産	5,735	資本剰余金	622,105
その他	7,199	利益剰余金	△1,310,210
		自己株式	△92
		純資産合計	372,240
資産合計	512,072	負債純資産合計	512,072

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		937,284
売 上 原 価		708,597
売 上 総 利 益		228,687
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		216,763
営 業 利 益		11,923
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
違 約 金 収 入	3,391	
受 取 給 付 金	713	
そ の 他	268	4,377
営 業 外 費 用		
売 上 債 権 売 却 損	7	
創 立 費 償 却	322	329
経 常 利 益		15,971
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		15,971
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,271	
法 人 税 等 調 整 額	7,527	11,799
当 期 純 利 益		4,172
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,172

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 期首残高	1,060,437	622,105	△1,314,382	△92	368,067
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,172		4,172
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,172	-	4,172
2022年3月31日 期末残高	1,060,437	622,105	△1,310,210	△92	372,240

	純 資 産 合 計
2021年4月1日 期首残高	368,067
連結会計年度中の変動額	
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,172
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	
連結会計年度中の変動額合計	4,172
2022年3月31日 期末残高	372,240

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社スープ
株式会社東京テレビランド
株式会社マフィンホールディングス
2022年3月14日付で株式会社マフィンホールディングスを設立し、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関係会社の状況

- ・主要な会社の名称 株式会社ジャック・インベストメント
株式会社メロスコスメティックス
持分法非適用関連会社であった株式会社ファインケメティックスは株式の全部売却により関連会社から除外しております。
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券(市場価格のない株式等)

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品 3～5年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金 従業員の賞与支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 理美容事業

理美容事業は、各商品の販売を主な事業とし、これらの商品の販売については商品の出荷後顧客が当該商品に対する支配を獲得した時点で、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

ロ コンサルティング事業

コンサルティング事業は、役務の提供を主な事業とし、これらの役務の提供については一定の期間にわたり役務の提供が行われることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ハ 通信販売事業

通信販売事業は、主にテレビ通販番組の提供を行っております。当該番組の提供については顧客に番組を提供した時点で収益を認識しております。番組の提供のうち当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が制作する番組と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	5,735

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の事業計画を前提として繰延税金資産の評価を行っております。

当該事業計画は、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も軽減していくと考えているものの、短期的には変異株の影響が存在すると仮定しております。なお、コロナ禍の影響が依然として存在する前連結会計年度と比較すると翌連結会計年度に向けて改善に向かうと考えられることから、当該事業計画を前提として繰延税金資産の評価しております。なお、事態が仮定より長期化した場合、見積りの評価に影響が生じる可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、通信販売事業において当社の連結子会社である株式会社東京テレビランドの役割が代理店となる取引について、従来顧客から受ける対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が106,192千円、売上原価が106,192千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 追加情報

取得による企業結合

当社は2021年12月30日開催の取締役会において、Mafin Inc.（以下、「マフィン社」という。）の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、それに伴いマフィン社の100%子会社であるSmartcon Inc.（以下、「スマートコン社」という。）及びスマートコン社の100%子会社である株式会社マフィン（全社合わせて「対象会社グループ」という。）についても子会社に該当する予定です。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

①マフィン社

名 称：Mafin Inc.

事業の内容：リワード広告を中心とするITマーケティング事業

②スマートコン社

名 称：Smartcon Inc.

事業の内容：デジタルギフト事業

③株式会社マフィン

名 称：株式会社マフィン

事業の内容：デジタルギフト事業

(2) 企業結合を行う主な理由

当社グループは、当社を持株会社として、連結子会社である株式会社スープ及び株式会社東京テレビランドを通して理美容消耗品関連商材の販売（理美容事業）、企業向けコンサルティング（コンサルティング事業）、並びにテレビ通販及びインターネットでの通信販売（通信販売事業）を展開しております。

当社は、持株会社として、今後も将来性のある事業の買収や創設により企業価値の拡大を図っていきたいと考えております。通信販売事業におきましては、現状はテレビ通販番組を活用したダイレクトマーケティング事業者様の販売支援をメインとしておりますが、今後は、自社商品の拡充や、カタログやインターネット等のテレビ以外の媒体を通じた商品販売事業者様への販売支援事業等の展開により事業領域の拡大を図って参ります。また、理美容事業におきましては、既存事業である理美容店及びエステサロン等への商品販売に加え、韓国コスメの輸入及び一般流通向卸売事業と韓国コスメの日本におけるプロモーションに関するコンサルティングを請け負う事業展開も行っており、今後も化粧品における知見を活用した新たな事業モデルの構築を行って参ります。

本株式取得の対象であるマフィン社は、業界最多規模の3,500に及ぶメディア・アクセス基盤を有するリワード広告プラットフォーム事業を韓国で展開しており、スマートコン社は電子版のギフト券や商品をオンライン上でプレゼントできるデジタルギフトの先進国である韓国市場において、2011年から同事業を展開し150社以上の提携ブランドと1,000社以上の提携企業を有する企業であります。特にデジタルギフト事業におきましては、運営ノウハウやプラットフォームを多岐に亘って保有しており、今後日本市場においてもその事業ノウハウを活用して本格展開する予定であります。

今回、当社は、潜在市場規模が巨大でデジタルギフトの普及余地の高い日本市場において、対象会社グループを通してデジタルギフト事業を展開することで新たな収益獲得機会を得ることができ、当社グループが展開する通販事業及び化粧品をはじめとする販売支援事業との事業シナジーもあることから、当社グループとして企業成長の可能性が高まるものと考え、本株式取得を実行することといたしました。なお、本株式取得に当たり、会計・法務デューデリジェンスは、韓国の手法律事務所である法務法人（有限）太平洋（Bae, Kim & Lee）に、株式価値算定に関しましては株式会社プルータス・コンサルティングに依頼し、適切なデューデリジェンスでの資料を基に当社取締役会で十分な検討を重ね、相手方との協議、交渉の上で、最終的な取引条件を決定しております。

なお、今後の展開といたしましては、以下のように検討しております。

①韓国におけるデジタルギフト事業の経験を活かし、日本でのデジタルギフト事業の本格展開

②当社グループが展開する通販事業、販売支援事業でのネットワークと対象会社グループの事業ノウハウを活かしクライアントの相互紹介

③対象会社グループのシステム開発能力を活かした韓国及び日本での新規事業の創出

本株式取得により、対象会社グループの有する知見、ノウハウと当社グループの事業基盤、ネットワークを融合することで、高付加価値かつ独自性の高いサービスを提供することが可能となり、新たな収益獲得機会の拡大と持続的成長により企業価値の向上を目指したいと考えております。

(3) 企業結合日

2022年6月中（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	80,000千円
取得原価		80,000

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等（概算） 10,000千円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳

現時点では確定していません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

6,255千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,472,990	—	—	10,472,990
合計	10,472,990	—	—	10,472,990
自己株式				
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な流動性の高い預金等に限定し、必要な資金は金融機関等からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

また、支払手形及び買掛金についてはそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金	5,264	5,075	△188
資産計	5,264	5,075	△188

(注) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	5,075	—	5,075
資産計	—	5,075	—	5,075

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、埼玉県において遊休不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
4,378	—	4,378	4,379

(注) 当連結会計年度末の時価については、「路線価」に基づいて算定した金額です。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	理美容事業	コンサルティング事業	通信販売事業	計		
一時点で移転される財	223,920	—	657,256	881,176	829	882,005
一定の期間にわたり移転される財	—	47,593	7,685	55,278	—	55,278
顧客との契約から生じる収益	223,920	47,593	664,941	936,455	829	937,284
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	223,920	47,593	664,941	936,455	829	937,284

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、出版関連事業及び代理店手数料収入等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基礎となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 35円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円40銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

当社の連結子会社である株式会社東京テレビランドは、2022年3月30日の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で株式会社ジャック・インベストメントよりテレビ通販に関する番組制作事業を譲受けております。

(1) 事業譲受の目的

当社グループは、2017年4月1日より当社の連結子会社である株式会社東京テレビランドにおいてテレビ通販番組である「ショップ島」を運営しております。株式会社東京テレビランドは、企画・番組制作・放送・受注までの一連のサービスをダイレクトマーケティング事業者であるクライアント企業へ提供しておりますが、そのうち番組制作関連業務を株式会社ジャック・インベストメントに委託しております。

テレビ通販事業を進める中で番組制作に関する顧客の要望と具体的内容との調整などにおいて、制作関連業務を委託することで起こり得るタイムロスやコミュニケーション不足などの機会損失を回避するため、当社グループにおいて制作部門を増強し内製化することが顧客満足度の向上に繋がると判断し、本事業を譲り受けることといたしました。

本事業の譲受により、よりクライアント企業のニーズに合致した映像制作が可能となり、番組制作の受託を新たな収益源とすることもでき、クライアント企業数の拡大によるリスク分散や業務フローの簡素化による管理コストの削減などのメリットもあり、本事業の譲受が当社グループにおける通信販売事業の強化拡大に繋がるものと考えております。

なお、株式会社ジャック・インベストメント側でも昨今は制作部門での収益拡大が図れておらず、更に本事業を当社との協力なく展開するのは難しく、今後の展望も描きにくいことから本事業を譲渡する方針で合意することとなりました。

(2) 事業譲受の相手会社の名称

株式会社ジャック・インベストメント

(3) 譲受ける事業内容

テレビ通販に関する番組制作事業

(4) 譲受ける資産及び負債

譲受ける資産及び負債として流動資産の内訳は前払費用（101千円）、流動負債の内訳は未払金（498千円）であります。

(5) 事業譲受の時期

2022年4月1日で完了しております。

(6) 譲受金額

金5千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 伊藤昌久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井修二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	44,497	流動負債	8,982
現金及び預金	33,771	未払金	3,070
前払費用	694	未払費用	1,148
仮払金	10,007	未払法人税等	1,157
その他	23	未払消費税等	2,130
固定資産	298,238	預り金	449
有形固定資産	0	賞与引当金	1,026
工具、器具及び備品	0	負債合計	8,982
投資その他の資産	298,238	(純資産の部)	
関係会社株式	298,238	株主資本	333,753
		資本金	1,060,437
		資本剰余金	622,105
		資本準備金	622,105
		利益剰余金	△1,348,687
		その他利益剰余金	△1,348,687
		繰越利益剰余金	△1,348,687
		自己株式	△101
		純資産合計	333,753
資産合計	342,735	負債純資産合計	342,735

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	81,600
売 上 総 利 益	81,600
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	85,341
営 業 損 失 (△)	△3,741
営 業 外 収 益	195
経 常 損 失 (△)	△3,546
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△3,546
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950
当 期 純 損 失 (△)	△4,496

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2021年4月1日 期首残高	1,060,437	622,105	622,105	△1,344,191	△1,344,191	△101	338,249
事業年度中の変動額							
当期純損失 (△)				△4,496	△4,496		△4,496
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△4,496	△4,496	-	△4,496
2022年3月31日 期末残高	1,060,437	622,105	622,105	△1,348,687	△1,348,687	△101	333,753

	純資産合計
2021年4月1日 期首残高	338,249
事業年度中の変動額	
当期純損失 (△)	△4,496
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	
事業年度中の変動額合計	△4,496
2022年3月31日 期末残高	333,753

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券
- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ②その他有価証券（市場価格のない株式等）
主として移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
工具、器具及び備品 4～5年
- ②無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
従業員の賞与支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① コンサルティング事業
コンサルティング事業は、役務の提供を主な事業とし、これらの役務の提供については一定の期間にわたり役務の提供が行われることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	298,238

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の事業計画を前提として関係会社株式の評価を行っております。

当該事業計画は、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も軽減していくと考えているものの、短期的には変異株の影響が存在すると仮定しております。なお、当社子会社におきましても、コロナ禍の影響が依然として存在する前期と比較すると翌事業年度に向けて改善に向かうと考えられることから、当該事業計画を前提として関係会社株式の評価しております。なお、事態が仮定より長期化した場合、見積りの評価に影響が生じる可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はございません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はございません。

4. 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「仮払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「仮払金」は26千円であります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	453千円
----------------	-------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	72,000千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

税務上の繰越欠損金	13,254千円
投資有価証券評価損否認	363,425千円
その他	1,495千円
繰延税金資産小計	378,175千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△13,254千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△364,920千円
評価性引当額小計	△378,175千円
繰延税金資産合計	—千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容又は職業	議決権等 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ スー プ	200,000	理美容商 材 販 売 コンサル テ ィ ン グ 事 業 等	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任	コンサルテ ィ ン グ 料	36,000	—	—
子会社	㈱ 東京テレビ ラ ン ド	50,000	通信販 売 事 業	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼任	コンサルテ ィ ン グ 料	36,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

㈱スー プ及び㈱東京テレビランドへの役務の提供については、コンサルティング契約に基づき、業務内容を勘案して決定しております。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	31円87銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△0円43銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 伊藤昌久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井修二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	美濃部 健 司 ⑩
社外監査役	御子柴 健 治 ⑩
社外監査役	萩原 貴 彦 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条（条文省略）	第1条～第15条（現行どおり）
<u>（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、 <u>法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第17条～附則第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第17条～附則第1条 (現行どおり)</p> <p><u>第2条</u> 定款第16条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おおたに としおき 大谷 利興 (1970年12月22日) 再任	1994年4月 NISグループ(株)入社 2002年6月 NISグループ(株)取締役 2009年6月 NISグループ(株)代表取締役 2012年8月 パインクレスト・アセット・マネジメント(同)マネージングディレクター 2017年8月 ゼストブレイン・コンサルティング(同)設立代表社員(現任) 2018年2月 ゼストブレイン(株)設立代表取締役(現任) 2020年6月 (株)スープ代表取締役(現任) 2020年6月 (株)東京テレビランド取締役 2020年6月 当社代表取締役(現任) 2022年2月 (株)東京テレビランド代表取締役(現任) 2022年3月 (株)マフィンホールディングス代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 ゼストブレイン株式会社代表取締役	一株
2	ちょん くあんじん 丁 廣鎮 (1955年3月29日) 再任	1983年4月 キヤノン(株)入社 1985年4月 日興証券(株)入社/ニューヨーク現地法人勤務 M&A部所属 1989年4月 スイスユニオン銀行 M&A企業情報部本部長 1992年4月 (株)ジャック 代表取締役(現任) 2004年6月 (株)ジャック・インベストメント 代表取締役(現任) 2005年10月 当社 代表取締役会長 2006年12月 (株)エスコム(現(株)スープ) 代表取締役 2008年6月 (株)ウエルネス取締役 2014年2月 (株)K J Cインター設立代表取締役(現任) 2020年12月 当社取締役(現任) 2020年12月 (株)スープ取締役(現任) 2020年12月 (株)東京テレビランド取締役(現任) 2022年3月 (株)マフィンホールディングス取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役 株式会社ジャック代表取締役 株式会社ジャック・インベストメント代表取締役 株式会社K J Cインター代表取締役	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	そうだ 宗田 こそえ (1962年11月11日) 再任	1990年4月 スイスユニオン銀行入行 1992年4月 (株)ジャック入社 2003年6月 (株)ジャック・インベストメント監査役 2003年6月 (株)モール・オブ・ティーヴィー (現(株)ジェイ・インターナショナル) 取締役 2003年7月 (株)イー・プレイヤーズ監査役 2005年8月 (株)イー・プレイヤーズ取締役 2005年10月 当社取締役業務管理統括本部長 (現任) 2006年11月 達楽美爾 (上海) 商貿有限公司監査役 2007年8月 (株)エスコム (現 (株)スープ) 取締役 (現任) 2007年8月 (株)インストラクティブイー取締役 2008年6月 (株)ウェルネス取締役 2013年5月 達楽美爾 (上海) 商貿有限公司董事 2017年3月 (株)東京テレビランド取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役	一株
4	せきぐち ひろし 関口 博 (1955年11月21日) 再任	1987年11月 司法試験合格 1990年3月 弁護士登録 (東京弁護士会) 1990年4月 松島総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) 入所 1995年4月 関口博法律事務所設立 (現任) 2003年6月 (株)エスコム (現 (株)スープ) 監査役 2005年10月 当社監査役 2011年6月 (株)モール・オブ・ティーヴィー (現 (株)ジェイ・インターナショナル) 監査役 2014年6月 当社社外取締役 (現任) 2017年8月 前澤工業(株)監査役 (重要な兼職の状況) 関口博法律事務所代表	一株
5	そうだ ゆうぞう 雙田 裕三 (1949年8月25日) 再任	1975年12月 税理士試験合格 1976年4月 税理士登録 1976年5月 雙田裕三税理士事務所設立所長 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 雙田裕三税理士事務所 所長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 関口博氏及び雙田裕三氏は、社外取締役候補者です。
3. 各候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
- (1) 大谷利興氏を取締役候補者とした理由は、同氏は企業再編及び金融に関する知識と経験を有しており当社グループにおける今後の新規事業開拓を牽引していただくことを期待して引き続き選任をお願いするものであります。
- (2) 丁廣鎮氏を取締役候補者とした理由は、同氏はM&Aコンサルティングを通じて培ってきた知見を有しており、さらに国内だけに限らずアジア圏において豊富な人脈を有しているため、当該知見及び人脈を使用して当社の事業拡大を推進していただくことを期待して引き続き選任をお願いするものであります。

- (3) 宗田こずえ氏を取締役候補者とした理由は、同氏は業務管理統括本部長として当社の管理業務の中核を担っており、当社の運営にあたり必要な知識と経験を有していることから引き続き選任をお願いするものであります。
- (4) 関口博氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、当社監査役の経験もあることから、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、主にコンプライアンスの観点において有益なアドバイスを期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
- (5) 雙田裕三氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有し、財務及び会計に関する豊富な経験や幅広い見識を基に当社の経営に関して取締役の立場から職務を遂行していただきたく引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、主に財務及び会計の観点において有益なアドバイスを期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 関口博氏及び雙田裕三氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって関口博氏が8年、雙田裕三氏が1年となります。
5. 関口博氏及び雙田裕三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は現在両氏を独立役員に指定しておりますが、両氏が選任された場合、引続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は関口博氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に選任された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社とゼストブレイン株式会社、関口博法律事務所及び雙田裕三税理士事務所の間には特別な利害関係はありません。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者は同保険の被保険者となる予定です。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社2社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものです。

なお本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	美濃部 健司 (1956年10月25日) 再任	1980年4月 (株)明通入社 2006年12月 当社社外監査役(現任) 2006年12月 (株)インストラクティブー監査役 2011年6月 (株)モール・オブ・ティーヴィー(現 ジェイ・インターナショナル) 監査役 2015年5月 達楽美爾(上海)商貿有限公司監査役 2015年6月 (株)エスコム(現(株)スープ) 監査役 (現任) 2015年6月 (株)ウエルネス監査役 2015年6月 (株)モール・オブ・ティーヴィー(現 ジェイ・インターナショナル) 取締役 2017年3月 (株)東京テレビランド監査役(現任) 2022年3月 (株)マフィンホールディングス監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スープ監査役 株式会社東京テレビランド監査役	一株
2	御子柴 健治 (1963年5月5日) 再任	1986年4月 (株)日経リサーチ入社 1991年8月 中央クーパーズ・アンド・ライブラン ド・コンサルティング(株)入社 1993年1月 ケイ・アンド・カンパニー(株)シニアコ ンサルタント 2010年10月 同社執行役員(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	一株
3	萩原 貴彦 (1971年7月15日) 再任	1998年10月 司法試験合格 2000年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2000年10月 清水直法律事務所入所 2009年4月 萩原法律事務所開設(現任) 2016年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 萩原法律事務所代表	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 美濃部健司氏、御子柴健治氏及び萩原貴彦氏は、社外監査役候補者です。

3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について

- (1)美濃部健司氏を社外監査役候補者とした理由は、子会社の監査役を兼任していることからグループ全体の知識や経験を有しており、それらを当社の監査役として活かしていただきたくため引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社グループ全体に対する監督と有効な助言を得られることを期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 - (2)御子柴健治氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の経験である財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を当社の監査に活かしていただきたくため引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により当社の経営に対する監督と有効な助言を得られることを期待していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
 - (3)萩原貴彦氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、それらを当社の監査役として活かしていただきたくため引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から当社の経営に対する監督と有効な助言を得られると期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
4. 美濃部健司氏、御子柴健治氏及び萩原貴彦氏は現在社外監査役ではありますが、それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって美濃部健司氏が16年、御子柴健治氏が7年、萩原貴彦氏が6年となります。
 5. 御子柴健治氏及び萩原貴彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は現在両氏を独立役員に指定しておりますが、両氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 6. 当社は萩原貴彦氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、同氏が社外監査役に選任された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社と萩原法律事務所との間には特別な利害関係はありません。
 8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者は同保険の被保険者となる予定です。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社2社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

以上

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会での議案が承認可決された場合の各取締役及び監査役が有する主なスキルは以下のとおりです。なお、下記リストは各人の有するすべてのスキルを表しているものではありません。

	事業運営の経験及び知見	財務・会計に関する十分な知見	M & Aに関する経験及び知見	人事・人材育成に関する知見	コンプライアンス・リスク管理に関する知見	国際性	女性取締役	独立性	専門性・資格保有者
大谷 利興	○		○						
丁 廣鎮	○		○			○			
宗田 こずえ			○	○	○		○		
関口 博					○			○	弁護士
雙田 裕三		○	○					○	税理士
美濃部 健司				○	○				
御子柴 健治		○	○					○	
萩原 貴彦			○		○			○	弁護士

(ご参考) 取締役及び監査役の選解任に関する方針と手続き

・選解任の方針

当社は、当社グループの経営理念及び経営戦略等を踏まえ、人格、能力及び見識等を総合的に判断したうえで、適任とされる人物を候補者としております。重ねて監査役に関しましては専門的な知識と豊富な経験を保有し、当社の経営の監督に活かしていただけること、また社外役員については当社から一定の独立性を有していることを条件としております。

解任につきましては、法令や定款に違反した場合や、企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合、健康上の理由から職務の継続が困難な場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した場合としております。

・選解任の手続き

当社は、選任につきましては上記方針に基づき候補者を取締役会で内定し、その後株主総会の決議により決定いたします。なお経営陣幹部につきましては上記方針に基づき取締役会において決定しております。また、解任につきましては上記方針に基づき正当な理由があると判断した場合は取締役会で決議し、解任することとしております。なお監査役の選解任につきましては事前に監査役の同意を得ることとしております。

(ご参考) 社外役員の独立性基準

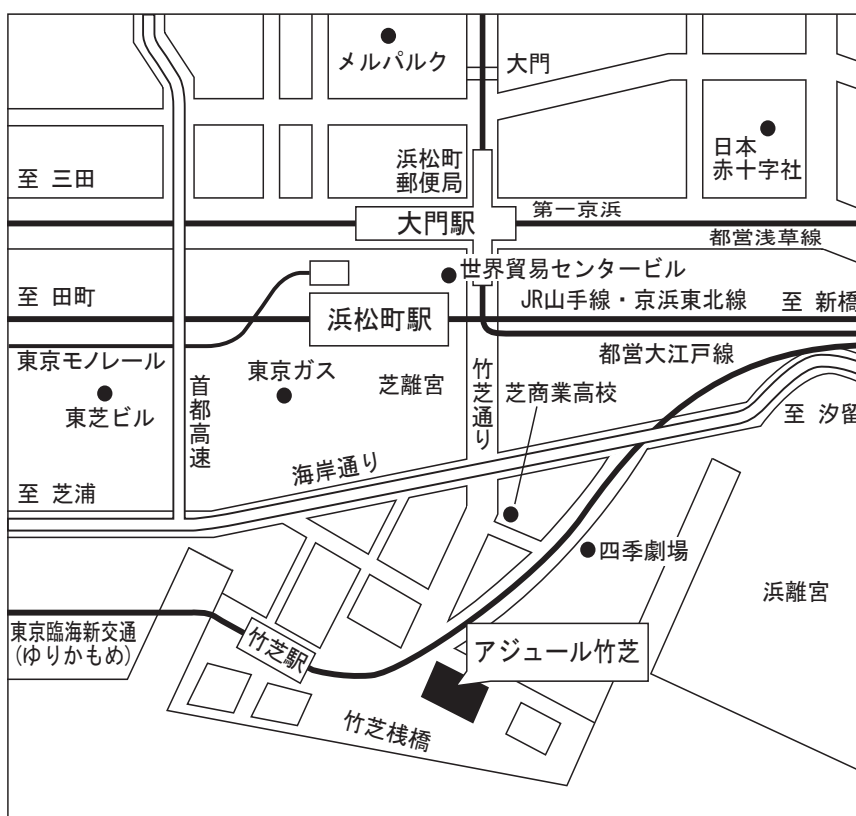
当社は、社外取締役及び社外監査役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

1. 当社又は現在の子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役、執行役、会計参与又は支配人その他使用人（以下、「業務執行取締役等」という）ではなく、過去においても業務執行取締役等ではなかったもの。
2. 当社の経営を支配している個人（以下、「支配株主」という）又は親会社若しくは兄弟会社の業務執行取締役等（親会社においては監査役を含む）ではなく、過去においても支配株主又は業務執行取締役等ではなかったもの。
3. 当社の主要株主（10%以上）ではないこと（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行取締役等でないこと）。
4. 当社グループの主要取引先（直近に終了した年間連結総売上高の2%以上の取引があったもの）の業務執行取締役等でないもの。
5. 当社の会計監査人の社員、パートナー若しくは従業員ではないもの、又はそれ以外の公認会計士、税理士若しくは弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ていないもの。
6. 当社との間に重大な利害関係を有しないもの。なお、年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
7. 当社の業務執行取締役等が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行取締役等でないもの。
8. 過去3事業年度において3から7でなかったもの。
9. 配偶者及び二親等以内の親族が上記のいずれかに該当しないもの又は過去3事業年度において該当しなかったもの。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区海岸一丁目11番2号

ホテル アジュール竹芝 16階 曙の間



- 東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分
- JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より竹芝方向へ徒歩7分
- 都営浅草線・大江戸線大門駅出口「B1」「B2」より徒歩10分